

L
S
4

市設食堂經營策に関する調査

国立保健医療科学院

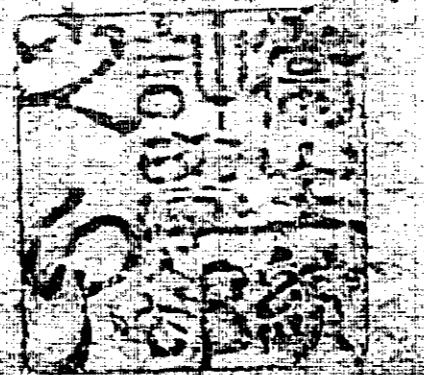


10012024

L
S
4

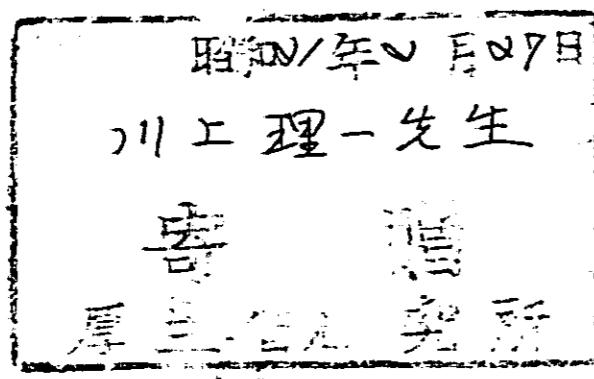
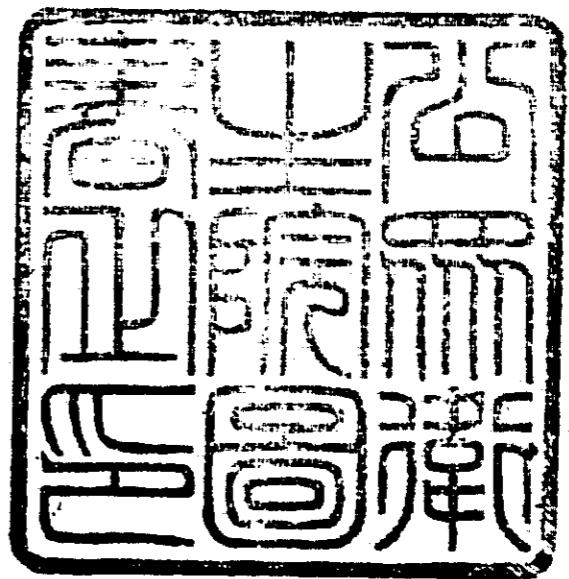
東京市役所

市設食堂經營策に関する調査
附 東京市設食堂改革意見



7861

1
5
4



7
S
4

序　　言

本調査は、東京市社會局福利施設の一たる市設食堂を、將來如何に經營發展せしむべきかを考究することを目的として行はれたるものである。

卷末の、「東京市設食堂改革意見」は、調査擔任者吉川囑託の一私見たるべきものである。

昭和十一年四月

東　京　市　社　會　局

内 容 目 次

第一章 東京市設食堂の沿革	一
第一節 概 説	一
第二節 米騒動と市設食堂の開始	一
第三節 關東大震災と市設食堂	六
第四節 市設食堂の現状	八
第五節 本市宿泊所附設食堂	10
第二章 本邦他の大都市に於ける市設食堂の現状	11
第一節 大阪市	11
第二節 京 都 市	14
第三節 神 戸 市	16
第四節 横 濱 市	17
第五節 名 古 屋 市	18
第三章 歐米のレストラン	19
第四章 ドイツの公衆給食所	21
第一節 ドイツ都市に於ける公衆給食所の概説	21

第二節 ベルリン市の市営公衆給食所	三
第三節 ドイツの戦時公衆給食所	三

第五章 協同組合及び共済組合等の食堂經營

第一節 歐洲に於ける消費組合の食堂經營	一六
第二節 共同炊飯社	一六
第三節 東京市購買組合食堂	一四
第四節 東京市電氣局共済組合食堂	一四
第五節 東京市内諸官廳に於ける共同食堂	一四
第六節 東京市内社會事業團體經營の簡易食堂	一四
第六章 協同組合經營による共同炊事場の實例	一四
第一節 埼玉縣下に於ける工場の共同炊事場	一四
第二節 八王子市榮養食共同炊事場	一四
第三節 青梅町の共同炊事場	一四
第四節 神戸市川崎造船所健康保險組合經營共同炊事場及び食堂	一四
第七章 公營食堂及び共同炊事場の發達に依る家庭生活の變化	一六
第一節 ベーベルの共同炊事所論(1)	一九
第二節 同上(2)	一九
第三節 ソヴェート・ロシアの公衆食堂とその理論	一九

第八章 東京市の學校給食と市営食堂

第一節 東京市の要給食兒童數	七四
第二節 紿食方法	七四
第三節 紿食の榮養價	七八
第四節 紿食價格	七八
第五節 東京市立學校附設給食炊事場	八三
第六節 東京市教育局體育課の給食實施方法改善案	八三

附

錄

東京市設食堂改革意見(吉川曉託)
—市營炊事場及び附設公衆食堂建設私案—

市設食堂經營策に關する調査

第一章 東京市設食堂の沿革

第一節 概 説

本調査は、東京市社會局の福利施設の一たる公衆食堂が、近時頗りその利用者數を減少するに至れるに關聯して、その將來の經營策如何を考究するがために行はれた。

今、大正九年、これが事業の開始されてより、昭和九年に至る十五ヶ年間に於て、その食堂數及び利用者總數の變遷を窺ふに、即ち左の如きものがある。

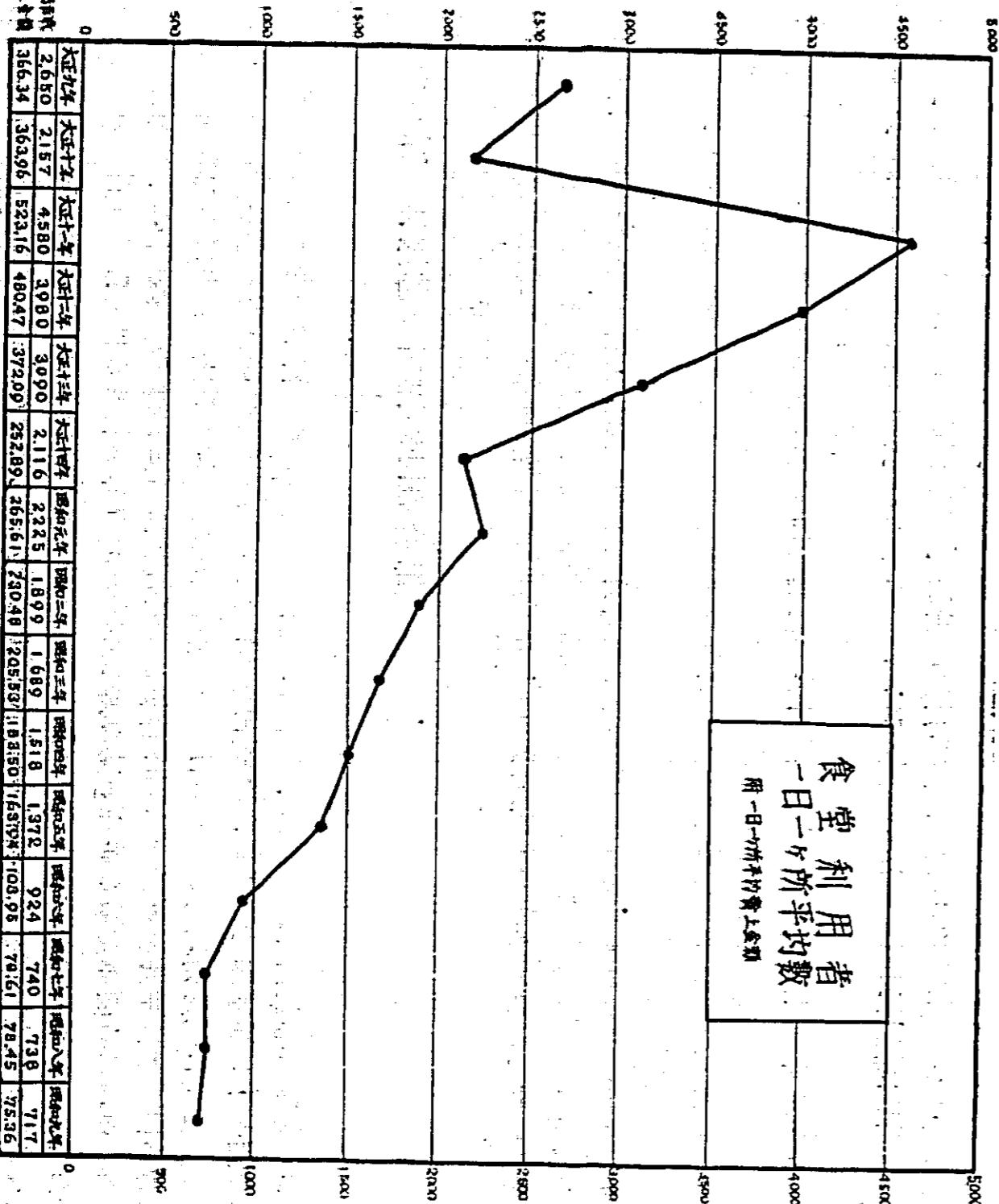
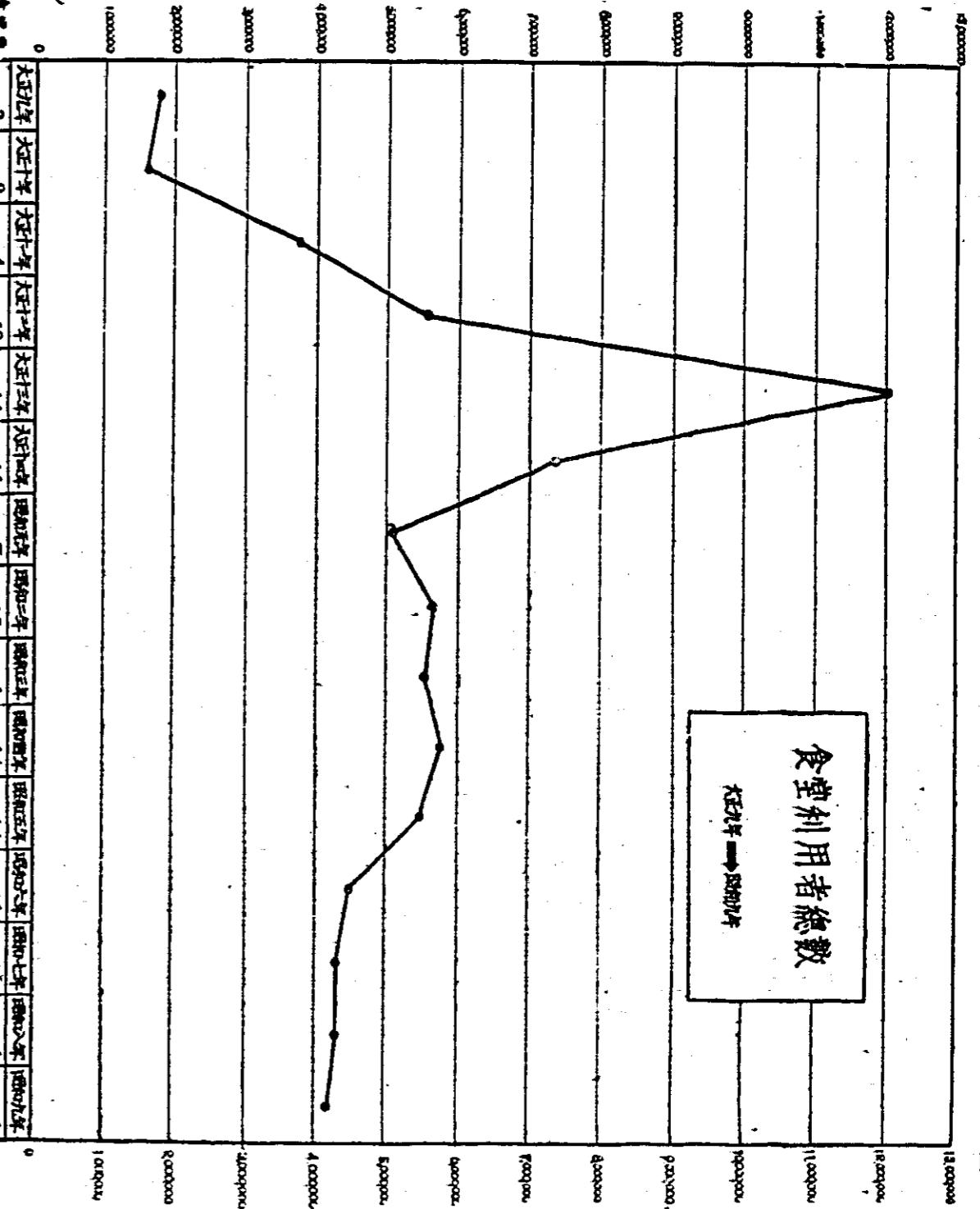
年	度	食堂數	利 用 者 數
昭和二年	元年	一一一	一、五四一、〇一四
昭和三年	二年	一一〇	一、〇八七、八五九
昭和四年	三年	一一一	三、二四七、九四九
昭和五年	四年	一一二	五、五三六、七八〇
昭和六年	五年	一一三	一、〇〇六、六二七
昭和七年	六年	一一四	七、三五八、〇二二
昭和八年	七年	一一五	五、〇六七、四三八
昭和九年	八年	一一六	五、六六七、八九六
昭和十年	九年	一一七	五、五〇三、〇七三

昭昭昭昭昭昭
和和和和和和
九八七六五四
年年年年年年
一一一一一一
六六六四二一
五、七四五、九〇九
五、四六三、六六一
四、四四八、四六八
四、二七二、三三四
四、二七二、六八九
四、一四三、六一三

更に食堂利用者の一 日一箇所平均數、併に一日一箇所の平均賣上金額を求めその變遷を窺ふに左の如くである。

昭昭昭昭昭昭大大大大大大
和和和和和和正正正正正正
十六五四三二元五十四三二一十九
年年年年年年年年年年年年年
二、六五〇二、一五七四、五八〇
三、九八〇三、〇九〇二、一一六
二、二二五二、二二五三七二〇九
一、八九九一、六八九二五二八九
一、五一八一、三七二二五六六一
一、九二四一、六八九二〇五·五三
一、九四一〇三·九四一八三·五〇

これを更に表圖化すれば、次頁の如くなる。



西漢書

前記の表圖に依つて示されたるが如く、その間、關東大震災後の區割整理等のために若干の例外無きにしもあらざるも、本市社會局の設置食堂は、年と共にその數を増加するに至つてゐるが、その利用者の數は、開始以來震災前後當時まで漸次増加し、その後に至つては、却つて年と共に著しくその數を減少するの路速を辿つてゐる。特にこれを食堂利用者の一日一箇所平均數に就て見れば、その事業を開始したりして大正九年の二千數百名より漸次上向線を辿つて、震災前後當時に於ては、實にそれが四千名に垂々としたりしたもの、爾來次第に下向線を辿つて遞減し、昭和九年度に於ては、その最盛時の約五分の一以下に及び、その賣上金額に就ても、最盛時の一年間を通じ一日一箇所平均約五百圓に近かりしもの、昭和九年度に於ては、それが實に六分の一以下の七十五圓餘に減少するに至つてゐることを知るのである。

第二節 米騒動と市設食堂の開始

市營公衆食堂は、米騒動によつて生れた。

當時の社會状勢に就て、當時刊行の「東京市社會局年報」は「……歐洲戰亂の勃發と共に、社會の狀勢頓に變調を呈し、物價は頻りに昇騰し、生計費の膨脹に伴ひ、市民生活の威迫を感じること甚しく、加ふるに外來思想の瀰漫は、著しく民心の動搖を誘致し更に勞資間の葛藤頻發する等、社會的案件日に多きを加へ来るより……」云々、と記述してゐる。

即ち、大正七年八月、米價の奔騰するや、民心の不安を緩和せんがため、東京市は府當局と相協力して、白米の廉賣を開始した。

而して市民困厄の状態最も天聾に達し、八月十五日、御内帑金十七萬一千三百二十五圓を宮内省より東京府知事を経て本市に御下賜あらせられたのである。

東京市は數回に亘り、廉賣及び施米を実施し、九月十日までこれを續行した。當時白米廉賣が府市の手によつて各所に行はるゝを見るや、民間に於てもこれに氣勢を添へ、府市の施設に援助を與ふるもの渺からず、就中市内の有志によ

つて設立せられたる「東京臨時救濟會」は、廣く救濟の趣旨を宣傳して世間の同情を喚起し、救濟資金を募り、その聚まるる資金の内から、前後二回に亘り、東京市に對し左の通り交付して來つた。

四十萬圓	内地米廉賣供給助成費
四十萬圓	日用品小賣市場助成費

これを以て東京市理事者は、日用品販賣市場及び輕便食堂の設置を計畫し、同年十二月二十一日、これを市參事會に提案した。市參事會はこれに對し調查委員を設けたるも、終に同案の決定を見るに至らずして止んだ。

これに越えて大正八年七月二日、市會に於て都市社會政策急施に關する左の如き案が建議提出された。

公設市場、公設貸家、簡易食堂、兒童受託所其他都市社會政策急施に關する建議
物價暴騰に依る日常生活の不安を緩和し衣食住に關する市民共同生活の安寧幸福を圖り社會の健全なる發達を期するため市理事者は速かに日用品販賣の公設市場、公設貸家、簡易食堂、兒童受託所其他都市社會政策の方針を確立しこれが施設を急施せられんことを望む。(圈點筆者)

右の建議は、即日市會に於て可決せられたるのみならず、當時の社會情勢に鑑み、市理事者は市參事會及び市會の議決を經ずして直ちに日用品小賣市場及び輕便食堂を開設し、これが經費は「東京臨時救濟會」より交付せられたる金四十萬圓の中より充當支辨することとした。

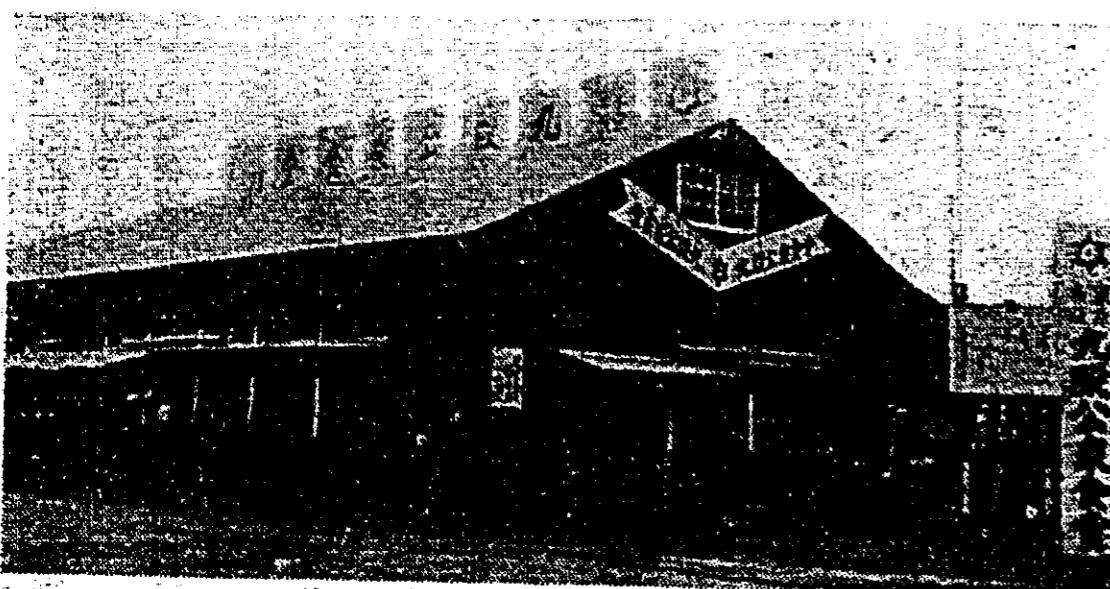
かくして大正九年四月十七日、先づその最初の輕便食堂として神樂坂食堂開設され、續いて同年五月十四日、上野食堂又その業務を開始するに至つたのである。

而してその開設當時に於ける食堂使用料の額は、神樂坂食堂年一千四百圓、上野食堂年一千八百圓であつたが、その次年度——大正十年度より、その額はさらに、神樂坂食堂年一千四百八十四圓、上野食堂年三千圓に改訂増額さるゝに至つた。

これ等の二食堂は、その後に至つて益々その利用者數を増加するに至ることは、前掲の圖表の示す所に依り明白で



開設當初の上野公衆食堂



東京市設假設公衆食堂

あるが、開設以來、たゞ普通食をのみ提供したりしもの、大正十年七月、神楽坂食堂がミルクホールを開設し、次いで上野食堂が、同年十二月、餽飪食を初めてよりその利用者の數又急増するに至つた。

その神楽坂食堂が開設したミルクホールには、新聞官報等を備付けて、利用者の無料閲覧の便に供し、また時々活動寫眞、落語等を演ぜしめて、無料で一般入場者の慰安娛樂に供したりもした。

第三節 關東大震災と市設食堂

右二箇所の市營食堂の外、大正十一年度に於て三菱合資會社の寄附金に依り、市内五箇所に公衆食堂を増設することを計畫し、その中、日本橋食堂（日本橋區坂本公園内）、神田橋食堂（神田區神田橋際）、本所食堂（本所區太平町永隆寺境内）はそれぞれ建設を了して、前述の神樂坂食堂及び上野食堂と共に、その業務を行ひ、又三味線堀食堂（淺草區小島町）は、その建設を了つて、將に業務を開始せんとする運びに達したる時、斯の關東地方の大震火災に遭ひ、この六ヶ所の市營食堂の中、獨り神樂坂食堂を除いて、他は悉く焼失するに至つたのである。

然るに震災後に於て、この公衆食堂に對する社會的需要特に切なるものがあり、幸に「震災前後會」から寄附金十五萬圓を得たので、直ちに市内十ヶ所に左の假設公衆食堂を應急建設することとした。

神田假設公衆食堂

日本橋假設公衆食堂
三味線堀假設公衆食堂
上野假設公衆食堂
深川假設公衆食堂
丸ノ内假設公衆食堂
數寄屋橋假設公衆食堂
本所假設公衆食堂
九段假設公衆食堂

一されば當時に於ける市營公衆食堂は、神樂坂食堂を含して十一ヶ所に開設されてゐた譯である。

これ等の假設食堂は、先づ數寄屋橋食堂が、大正十三年三月三十一日閉鎖されたるを初めとして、その後區劃整理等を機縁として漸次閉鎖された。

一方、震災後の施設として、内務省より震災救護義

捐金中より食堂建設指定交付金として、二十五萬圓を受け、これに依り眞砂町、猿江、大塚、芝浦、丸の内の五食堂建設を計畫し、又帝都復興計畫による五十萬圓を以て、大正十三年度より五ヶ年繼續事業として、千箇所の食堂を建設するの計畫が樹立さるゝに至つたのである。

これによつて竣成したるもの即ち三味線堀、神田、柳島、九段、綠町、上野、新宿、茅場町、田町、深川の食堂である。

第四節 市設食堂の現状

昭和十一年三月末現在、東京市社會局の設置經營せる食堂は十六箇所である。

食堂經濟は、食堂開設後昭和七年度迄は、特別經濟であつて經常費のみはこれを自給自足せしむることを本旨としてゐたのであるが、昭和八年度よりこれを普通經濟とした。その經營法は、市直營と委託經營の二種であつて直營は市一般の諸規程及食堂條例同施行細則に準據しこれを處理するものである。委託經營は受託經營者を指定し營業上必要な設備乃至什器類は、市に於てこれを整調し食堂條例同施行細則に基き業務に從事せしめてゐる。而して食堂の建設物維持費に充つるため受託經營者をして食堂使用料を納金せしめてゐる。

現に市の直營食堂、委託食堂は各八箇所である。

市設食堂の最近の状況を記述するに左の如くである。

昭和九年度供食成績

經營別	食 堂 名	供食員數	供食金額	(發賣金額)	營業日數	一日平均供食員數	一日平均供食金額
三	味 線 堀	四百二十七	四百一十九	四百一十九	三	一百三十五	一千三百零三
九	味 線 堀	六百四十五	六百四十五	六百四十五	三	二百一十五	二千五百零一
直	砂 町	五百一十一	五百一十一	五百一十一	三	一百三十五	一千五百零三
營	内 屋	五百一十一	五百一十一	五百一十一	三	一百三十五	一千五百零三
直	野 川 町	五百一十一	五百一十一	五百一十一	三	一百三十五	一千五百零三
營	浦 町	五百一十一	五百一十一	五百一十一	三	一百三十五	一千五百零三
計	内 屋	一千零二十二	一千零二十二	一千零二十二	九	三百一十五	三千五百零九

合 計	内 屋	一千零二十二	一千零二十二	一千零二十二	九	三百一十五	三千五百零九
委 託	樂 场	五百一十一	五百一十一	五百一十一	三	一百三十五	一千五百零三
委 託	大 柳	五百一十一	五百一十一	五百一十一	三	一百三十五	一千五百零三
委 託	新 緑	五百一十一	五百一十一	五百一十一	三	一百三十五	一千五百零三
委 託	茅 上	五百一十一	五百一十一	五百一十一	三	一百三十五	一千五百零三
委 託	神 丸	五百一十一	五百一十一	五百一十一	三	一百三十五	一千五百零三
委 託	猿 大	五百一十一	五百一十一	五百一十一	三	一百三十五	一千五百零三
委 託	江 塚	五百一十一	五百一十一	五百一十一	三	一百三十五	一千五百零三
委 託	坂 町	五百一十一	五百一十一	五百一十一	三	一百三十五	一千五百零三
委 託	野 町	五百一十一	五百一十一	五百一十一	三	一百三十五	一千五百零三
委 託	宿 町	五百一十一	五百一十一	五百一十一	三	一百三十五	一千五百零三
委 託	島 町	五百一十一	五百一十一	五百一十一	三	一百三十五	一千五百零三
委 託	江 町	五百一十一	五百一十一	五百一十一	三	一百三十五	一千五百零三
委 託	野 町	五百一十一	五百一十一	五百一十一	三	一百三十五	一千五百零三
委 託	樂 场	五百一十一	五百一十一	五百一十一	三	一百三十五	一千五百零三
合 計	内 屋	一千零二十二	一千零二十二	一千零二十二	九	三百一十五	三千五百零九

利用者職業別（全食堂利用者一日ニ付）昭和九年十一月七・八日調査

一一

種別	員數	百分比
技術及自由労働者	三、二二四	二六%
勤労學生	二、七三六	二三
商店店員	二、七二二	二二
その他	一、四九六	一三
計	一、三四〇	四三七
員員	一一、九五五	一〇〇

販賣品目及價格
定食 甲朝食十錢 畫及夕食十五錢
乙朝食八錢 畫及夕食十錢
嗜好食一錢より五十錢まで、和洋食、飲物、菓子及生果

（昭和十一年一月三十一日現在）

種別	主事	事務員	雇員	計
食堂掛及直營食堂	一	一〇	一七	一四
委託食堂	一	一〇	二三	三一
合計	二	二〇	三三	一〇〇

昭和十年度食堂費歳入出豫算（追加豫算ヲ含ム）

歳 入 參拾壹萬貳千五百七拾貳圓

昭和十年度食堂費歳入出豫算（追加豫算ヲ含ム）

歳 入 參拾壹萬貳千五百七拾貳圓

歲 出 同

關係法規

- 1 東京市設食堂條例並同施行細則
- 2 東京市設食堂處務規程
- 3 東京市設食堂食料品購入規程

第五節 本市宿泊所附設食堂

東京市行政に於て、通例「市設食堂」と呼稱されるものは、前記の東京市社會局福利課食堂掛が「東京市設食堂條例」及び「東京市設食堂處務規程」に依つて處理管掌する食堂を意味する。

然しながら深く考ふるところあらば、市設食堂は獨り社會局福利課食堂掛の處理管掌する前記十六箇所の食堂のみではない。その他に本市社會局同福利課の宿泊掛が處理管掌する宿泊所内にも、宿泊所宿泊人及び一般住民のために食堂が附設開放せられて居り、又東京市條例に依り組織された電氣局共濟組合は、「十七箇所の簡易食堂を有し、その他本市立學校にして特殊の装置設備を以て生徒兒童のために食堂を開設供食せるものゝあることは後述するが如くである。その他市立病院その他の市施設内の炊事場及び食堂の如きも、又廣義に於ける市設食堂たるべきものである。こゝには便宜上右の中、本市宿泊所附設の食堂のみについて略述する。

本市の經營する宿泊所は、有料十箇所、無料四箇所であるが、これら宿泊所宿泊人に對し低廉にして栄養價に富む食事を供給する目的を以て、右無料宿泊所の全部及び八箇所の有料宿泊所に食堂を附設し、その經營を何れも一定條件を具備する民間當業者に委託して、本市監督の下にこれを經營せしめてゐる。

これ等宿泊所附設食堂は、宿泊人の外附近の一般住民にもこれを利用せしめてゐる。その食事値段左の如くである。

甲 定食 朝十錢 曜十五錢 夜十五錢

乙 定食 朝八錢 曜十錢 夜十錢

その他に嗜好食を供給する。

参考引用書類

東京市社会局年報

東京市福利課食堂掛東京市設食堂概況

東京市政概要

東京市社会事業要覽

第二章 本邦他の大都市に於ける市設食堂の現状

概 説

六大都市中、本市を除く他の五大都市に於て、最近の市設食堂事業の状況に就き調査するに、その米騒動を契機として生れたる開設當初の状況と今日の状況とに甚しき相違あることは彼我全く相等しく、従つてこれが將來の活用手段如何に就ては、本市に於けると同様なる懷疑的態度を持し、調査者が種々意見を交換するところありし、大阪市社会部長の如きも、市設食堂事業に就き現在の如き、經營方法の下に於ては全然悲観的消極的見解を有してゐるものゝ如くであつた。

殊に、京都市の如きは、僅に近時二箇所を有するに過ぎざりし同市簡易食堂の中、その一箇所は昭和九年度を終期として既にこれを閉鎖廢止し、残存せる一箇所の簡易食堂も又近く閉鎖廢止する方針なりとのことである。

これを存續すべきか、將た又廢止すべきか、存續するとせば如何にこれを轉換すべきか。

市設食堂事業の今後に對する悩みは、調査者の見るところ、六大都市にいづれも共通するものがあると思はれる。

第一節 大 阪 市

現在大阪市が、社會事業として開設しつゝある食堂は左の八箇所である。

名 称	所 在 地	創設期	定 食 価 段
今 宮 食 堂	今宮共同宿泊所内	大正八年六月	
西 野 田 食 堂	西野田共同宿泊所内	大正八年七月	
鶴 町 食 堂	鶴町共同宿泊所内	大正八年七月	
長 柄 食 堂	長柄共同宿泊所内	大正十五年二月	朝 一〇錢・晝夕 一三錢
九 條 食 堂	九條共同宿泊所内	大正十五年四月	
築 港 食 堂	海員宿泊所内	昭和四年四月	
堺 川 食 堂	此花區四貫島元宮町	昭和七年四月	朝一〇錢・晝夕一三錢 定食三〇錢・五〇錢・一圓
千 島 食 堂		昭和十年四月	

右食堂はいづれも同市社會部の別働隊たる「財團法人大阪市労働共濟會」の經營するところであつて、その食堂設備は大阪市の建設せるものである。

宿泊所内に附設せる食堂は、元來同所内の「宿泊人に低廉にして栄養に富める食事を提供するため」(大阪市社會部労働課刊行「大阪市設社會事業要覽」二一頁)に設けられたるものであるが、それ以外一般人の需要のためにもこれを開放して居り、右八食堂を合し、昭和九年度中の供給食數百六十三萬三千七百四十一、金額十九萬四千二百四十五圓六錢である。

これを巡覽するに、定食以外に諸種の嗜好食を調理供給し、その設備の外觀多く他都市のそれと異なるところは無いやうであるが、唯その定食の副食物を數種陳列して、カフテリア式に自由に選擇せしめてゐるのは、來食者には便利であり、嗜好食中特にうどんは、後記神戸市と同様一人前三錢で提供してゐるのは安價であると思はれた。

昭和七年此花區四貫島に創設せられたる千鳥食堂は、専ら同市の労働組合及び無産政黨所屬市會議員等の要求に基いてこの業務を開始したものであるとのことである。



同千鳥食堂は階下は他食堂と異なるところなきも、階上は別室を設けて諸種の會合等に便し、簡易なるレストランに近きものとしてゐる。

第二節 京都市

京都市は市営食堂事業に就き、從來經營し來りし中央簡易食堂及び七條簡易食堂の一箇所の中、昭和十年度に於て七條簡易食堂を閉鎖廢止し、中央簡易食堂一箇所のみを殘存してゐるが、この一箇所の市営食堂も近くこれを閉鎖廢止せんとする意向であるとのことである。

今これを同市最近の事業報告書に就て見るに、市営食堂事業費としては、昭和九年度に於ては（同年度食堂開設数二箇所）

需修雜計
用繕費
二二三五
元四百一
七三三

を計上せるに過ぎず、經營は斯業に経験あるものに委託し(中央簡易食堂貸付料一箇月十五圓)、同市社會課は單にその監督のみに當つてゐる。

利 用 人 員	賣 上 金 額
二〇三、七五九	三二、七九三・〇五
一七五、七四〇	二六、八八五・〇〇
一五〇、七八八	二〇、九二二・八五

第三節 神戶市

神戸市が經營しつゝある食堂は、現在左の六箇所である。

名	創	設	期	所	在	地
中央公設食堂		設立	大正七年十月	湊東區相生町一丁目		
東部公設食堂	同	大正七年十一月		神戸區東遊園地内		
西部公設食堂	同	大正八年二月		兵庫區須佐野通一丁目		
葺合公設食堂	同	大正十二年四月		東部共同宿泊所内		
兵庫公設食堂	同	大正十二年四月		西部共同宿泊所内		
林田公設食堂	同	昭和二年四月		林田區大橋町三丁目		

神戸市社會課が、最近刊行の昭和九年版「神戸市社會事業概況」に於て、この公設食堂の昭和八年度成績につき報告するところを摘記するに左の如くである。

食 堂 別 賣 上 成 績

食 堂 別	食券發賣金額	回數食券金額	折出詰金額	料理	辨當仕出金額	合計
東兵庫	二七、三四・六〇	一、六八・〇〇	二、一三・九〇	二、三三・九〇	三、三一・五〇	四、九一・七〇
西兵庫	三、二〇・一〇	三、五一・〇〇	四、四〇・六〇	四、九一・七〇	五、四〇・八〇	九、三一・二〇
中兵庫	三、七四・四〇	三、五〇・八〇	三、一四・七〇	三、一四・七〇	三、一四・七〇	九、一四・一〇
東中央	二、八〇・四〇	一、五三・〇〇	二、一毛・三〇	六、三毛・五〇	三、八六・二〇	九、一毛・一〇
西中央	二、九一・七〇	二、五五・〇〇	一、八六・三〇	八、三毛・〇〇	三、〇七・二〇	九、一毛・一〇
合	二七、三八・三〇	二、五五・〇〇	六、二七・三〇	五、四七・三〇	三、一四・四〇	三一、二四・〇〇
計	一〇三、一七・五〇	三、三九・八〇	三〇、八六・七〇	三、八六・三〇	三、一四・四〇	一八、三九・四〇

職員	主事	書記	書記補	膳員	司厨	給仕	計
東兵庫	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
西兵庫	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
中兵庫	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
合	七五五九八五	六三三六六三	五〇一〇一〇	六三三六六三	五〇一〇一〇	三一、二四・〇〇	一九

昭和八年度歲入出豫算
歲入合計
歲入內課
食券發賣金收入
公金利子
公設食堂基金利息
歲出合計
歲出內課
食券發賣金收入
公金利子
公設食堂基金利息
歲出合計
歲出內課
食券發賣金收入
公金利子
火災保險
差引歲入超過

計
二
三
九
三
三
三
合
二〇八、六三五圓

二〇七、一三四圓
二五圓
一、四七六圓
二〇七、〇七九圓

一五、八三九圓
二三、五八八圓
一四六、二二二圓
一六、三九六圓
九五七圓
三、七八五圓
二九二圓
一、五六六圓

一、食堂開堂時間
各食堂共開堂時間を左記の通り定めあるも、季節によりて多少變更をなすことあり。
事業概況

一、食堂開堂時間

各食堂共開堂時間を左記の通り定めあるも、季節によりて多少變更をなすことあり。

朝	食	自午前六時	至午前八時
晩	食	自午前十一時	至午後一時
夕	食	自午後四時半	至午後六時半

二、販賣品目及價格

定食（和食）	木の葉丼	うどん	三
上等定食	茶碗蒸子	茶碗蒸子	一
洋食	玉子丼	玉子丼	一
定食	内肉丼	内肉丼	一
洋食	○サイダ水	○サイダ水	一
チキンライス	○ソーダ水	○ソーダ水	一
オムレツ	○牛乳	○牛乳	一
カレーライス	○ココムネ	○ココムネ	一
ハヤシライス	○ラムネ	○ラムネ	一
ピフテキ	○ババロア	○ババロア	一
カツレツ	○赤餅	○赤餅	一
親子丼	○ゼンザイ	○ゼンザイ	一
天婦羅丼	五五五	五五五	一
穴子丼	五七五	五七五	一
和食	五五五	五五五	一
親子丼	一七	一七	一
天婦羅丼	一七	一七	一
穴子丼	一七	一七	一
内肉丼	一七	一七	一
しつぼく	七	七	一
玉子うどん	七	七	一
しのだ	七	七	一
内肉丼	一	一	一
しつぼく	一	一	一
玉子うどん	一	一	一
しのだ	一	一	一
内肉丼	一	一	一
しつぼく	一	一	一
玉子うどん	一	一	一
しのだ	一	一	一

◎印のものは時間外と雖も販賣す。尙其他の販賣品も季節に依り多少變更することあり。

三、昭和八年業績の概況

昭和七年は食堂經營上最も困難時代にして漸く收支相償ひ以て自營自治の主義を保持し得たるも、昭和八年は稍々財界好轉の氣運漂ひし爲めに業績も向上し總收入に於て前年一九二、五二二圓なりしに本年二二一、二四七圓にして一割近き增收を舉ぐるを得たり。

四、折詰料理及辨當仕出し

前年に比するに折詰料理の仕出しは僅少の増加に過ぎざるも、辨當の仕出しは學校方面に於ける利用者著しく増加の爲め、其の仕出金高に於て前年に比し實に五割強の多額に達す。之れ安價にして榮養分豊富なる温食を提供し、且つ衛生的なること漸次世人に認められ、尙家庭に於ける調食の煩を避け得る等の利益あるに依るものなり。

五、炊爨調理用籠の改造

六ヶ所の食堂は創設當時より蒸氣式汽籠の設備なりしが、本式は比較的多額の燃料を要し且つ保存修理費を要すること玆ながらざるを以て、昭和五年より八年四月に至る間に於て全部直火式石炭焚（三ヶ食堂）及鋸屑式（三ヶ食堂）籠に改造したり。其の結果燃料節約上利益玆ながらざるのみならず、炊飯の出來工合も至つて良好なり。

六、昭和八年度食品別購入金額歩合

公設食堂に於て提供する食品は定食に就ては保健材料としての目的を達するを主眼とし、尙其他の食品に就ても公衆の嗜好に適する如く調進しあるを以て、動物性副食品は主食たる白米とその費消金額歩合を同一（何れも二割一分）にし、且つ植物性副食品及調味料を合するときは副食に振り向けたる金額歩合は四割強に達し、主食（白米）及準主食を合したる歩合一割七分強なるに比し實に一割三分の多額に上れり。」云々。

第四節 横濱市

横濱市の市設食堂は、大正八年四月開港紀念横濱會館の地下室を利用してその業務を開始したるに初まる。當時利用者頗る多く成績良好なるに鑑み、大正十年十二月中村町、萬國橋職業紹介所に同様食堂を併設し、市民大衆の利用に供した。

その後大震災に依り右の三食堂は全滅した。しかしながら震災後市内に飲食店簇出し、中には往々不衛生にして、しかも市民の窮迫に乘じ暴利を貪るものあるに鑑み、急速に市営食堂復活の要あり、大正十三年八月櫻木町食堂、同九月中村町食堂、同十月花園橋食堂、翁町食堂、更に十四年三月新山下町食堂の各建物を神奈川県より無償譲與を受け、櫻木町、花園橋、翁町の三箇所は直營とし、他は委託經營として事業を繼承したのであるが、その後花園橋、櫻木町の二食堂は、復興事業（護岸事業）の關係上撤廃することとなり、前者は大正十五年五月六日、後者は五月二十日限りこれを廢止した。中村町食堂は附近集團バラツク取拂に伴ひ、大正十四年五月より休業し翌十五年にはこれを廢止した。尙翁町食堂は昭和七年三月限りその事業を廢止すると同時に、同事業の繼承經營を條件として舊建物を「社團法人神奈川匡濟會」へ貸與した。

大正十四年七月中村町に臨時保護所新設せらるゝに際し、從來翁町及中村町食堂に於て使用した食器その他を以て、九月一日より同所内に食堂を開始したが、昭和四年三月一日臨時保護所の廢止に伴ひ撤廃せられた。

又大正十四年五月、根岸町柏葉に共同住宅館を、同十四年十二月子安町七島に宿泊所を設置すると共に食堂を附設して、市内營業者に請負で經營させてゐる。

昭和二年四月、隣接町村の併合に際し、保土ヶ谷町食堂を引継ぎ請負で經營させて相當の成績を挙げたが、昭和三年十一月事業の都合で廢止するに至つた。

その後更に復興計畫に依り、神奈川食堂、櫻木町食堂の建設を企圖し、前者は昭和三年四月一日、後者は翌四年三月三十日それぞれ竣工、事業を開始したのである。

名 称	建 物	構 造	設 立 年 月
新 山 下 町 食 堂	木 造	平 家 建	大 正 十 四 年 五 月
神 奈 川 食 堂	鐵 筋 コンクリート	三 階 建 ノ 一 部	昭 和 三 年 六 月
櫻 木 町 食 堂	鐵 筋 コンクリート	二 階 建 ノ 一 部	同 四 年 七 月

名 称	建 物	構 造	設 立 年 月
中 村 町 第 一 共 同 館 内 食 堂	鐵 筋 ブ ロ ッ ク	二 階 建 ノ 一 部	大 正 九 年 五 月

柏葉共同館内食堂 木造二階建ノ一部 同 十四年五月
子安宿泊所内食堂 鐵筋ブロック建ノ一部 同 十四年十二月
新 山 下 町 食 堂 一〇錢 一五錢 一五錢
神 奈 川 食 堂 一五 二〇 二〇
櫻 木 町 食 堂 一五 二〇 二〇
中 村 町 第 一 共 同 館 内 食 堂 一五 二〇 二〇
柏葉共同館内食堂 一五 二〇 二〇
子安宿泊所内食堂 八 一〇 一〇

定食價格表

食堂數	利用人員	賣上金額
昭 和 四 年 四 同 同 同 同 同	一〇八、一三九	一九、六〇二・七二
五 年 四 同 同 同 同 同	八四、九四九	二〇、一五三・〇六
六 年 四 同 同 同 同 同	一四八、三六五	一三、六六六・七五
七 年 三 同 同 同 同 同	三一、七六三	八、九六二・〇六
八 年 三 同 同 同 同 同	二八、七一九	一一、八一二・五八

宿泊所附設食堂事業成績

	食堂數	利用人員	賣上金額
昭和五年	三	三六、二八〇	五、九五一・六四
同六年	三	二七、〇七五	四、〇四四・五二

第五節 名古屋市

名古屋市は、市内四箇所に宿泊所を開設してゐるが、市営食堂は専らこれ等宿泊所宿泊者に對して安價なる食事を供給するがために附設せられてゐるものである。而してこれが經營は商人に委託經營するの方法を採つてゐる。

昭和九年度に於ける、食堂事業の成績左の如くである。

日置宿泊所附設食堂	入場人員	賣上金額	營業日數		一日平均
			入場人員	賣上金額	
熱田宿泊所附設食堂	一六、九四	二、五六・七〇	三五	五三	西・票
大曾根宿泊所附設食堂	一〇、四四	一六、一六・九七	三五	五五	西・元
築地宿泊所附設食堂	一〇、六九	九、九七・八四	三五	三一	五・六
計	六〇、五〇	四、七八・九九	三五	一〇、三〇	七・九

朝食六錢、晝夕食十錢であり、その他麵類一品料理等を供給してゐる。

引用参考書類

- 大阪市労働共済会寄附行為
- 大阪市社會部 大阪市社會施設分布圖
- 大阪市社會部 大阪市設社會事業要覽
- 大阪市勞働共済會の事業と其の沿革

- 神戸市社會課 神戸市社會事業概況
- 京都市社會課 京都市社會事業要覽
- 横濱市社會課 社會事業報
- 名古屋市社會部 名古屋市社會事業概要
- その他の

第三章 歐米のレストラン

「レストラン」—“Restaurant”—と通例言はれるのは、休息——或は飲食物を賣る場所を指す。これはラテン語の“restaurare”フランス語の“restaurer”から來た言葉で、共に「回復させる」英語で言へば“to restore”といふ意味であるが、十八世紀の終り頃までは用ひられなかつた言葉である。

このレストラン若くは公衆が集つて食事をする場所の發達するに至つたことは、家庭外で食事を取ること、云ひ換へれば食事を取り場所と睡眠を取る場所とが分離するに至つた變遷を示すものと見得られる。原始的な單純な社會にあつては、この二つの動作は、元來一つ屋根の下で、また屢々同じ部屋で行はれてゐた。人間の移動性が著しくなり、旅行の機會が多くなるにつれ、家庭から離れて、夜の宿と共に食事を供給してくれる場所が必要になつて來た。この要求は近代に至るに及んで益々重要性を加へ、特に小都會の旅館にその傾向が見られる。第二の要求は、泊り場所または家庭に於て、其の場所で食事を備へたり、またこれを食するだけの設備がなく、或は設備があつても餘り都合がよくないといふ場合に生ずるものである。即ち賄ひをしない下宿の下宿人や旅館の投宿者は、勢ひ他の場所に食事を求めなくてはならない。これ等の人々の外に、町が段々都市化し、婦人の産業に從事する者が多くなるにつれ、三度三度の食事の用意をする時間もなく、又、之を好まないようなところに宿泊し間借りするやうな人間が多くなつて來た。又、そのためには家庭で召使を使つたりするよりも、家の外で食事を取る方が安上りで且つ便利であると考へるやうな人間もある。又、レストランを最もにする人々の中には、從事してゐる仕事のために、晝間自宅に歸つて晝食を探ることが出來な

い人々が多く含まれてゐる。都市の膨脹及び交通線の延長に伴つて、この種の人々の數が増大し、これが擴張され發展して行く集團的な食事供給事業の基礎を形造るに至つた。その外、氣分の變化や享樂のために時折家庭の外で食事するのを好む人も多い。傳統的にこれこそレストランとして認められてゐる店、即ち其處では上手なコックが控えてゐて、うまいもの食ひのお客の意を迎へてゐる店は此の部類に屬する。その外、食事は家庭であるが、カフェーや歩道のレストランで、休養の一ときを持つたり、その外社交上或は商賣上の取引をする人も可なりあつて、これは特にヨーロッパ大陸諸國に多い。

十七世紀以前には、家庭外の食事といふものは、最初、旅行者に寝所と食事を提供する宿屋、ホテル及び僧院から始まつた。それが次第に、居酒店若くは食事を供する宿屋の食事場が單獨に發達して旅客のみならず土地の人々にも供食する場所となつた。十七世紀になつてコーヒー及び茶がヨーロッパに輸入されると、英國ではコーヒー・ハウス、フランスではカフェーが現はれ、これが新聞や電信や汽車汽船が普及するに至るまでの時代に於ける、意思傳達の機關として、また社會的精神性的刺戟を與へるところの重要な役目をなした。アメリカでは英國風の宿屋や居酒屋が植民地時代に出来て、これが間もなく船長や商人の商賣取引の會合所となると共に、市民中の顏利き連中の社會的政治的中心となるに至つた。

レストランといふ言葉は、米國及び英國に於ては、最初大旅館の食堂とか注文料理を出す極少數の高級な獨立の料理店に使はれるだけで、極く一般の飲食店とかコーヒー・ハウス、或は下等な飲食店などゝは全然別のものを意味してゐた。この意味に於ける上等の料理屋は十九世紀末まで、氣むづかしい食通や芝居好きなどの金持旦那連中の要求を満たすがために可なり發達した。一方質素な人々のためには、チップの必要なしの低廉な食事に對する要求が種々の方法で講ぜられた。アメリカの自分でそこに陳列されてゐる食物を選択して給仕する食堂——カフテリア (Cafeteria) は一八八五年ニューヨークで始まつた停車場内の食堂 (Exchange Buffet) から起つたものである。これは男子の客のみを目的とし、客は自身で給仕をして立ちながら食事をする。料金口へ白銅を入れると望みの料理が出て來る自動式食堂 (automat——新宿の二幸の地下食堂がそれを眞似てゐる) は最初はドイツに輸入されたが、ベルリンでは "Aslinger"

といふチエーン・ストア式食堂がそれを經營してゐた) 非常に發達したのはニューヨークである。消費組合經營のレストランはヨーロッパ諸國で幾分成功してゐるが合衆國では餘り重視さるゝ程發達するに至つてゐない。禁酒以前の米國では、軽い食事をお添物として無料で飲酒客に出す酒場は、労働者の食事要求を満足さす一主要なものであつた。アメリカがレストランの形態について特に貢献したといふ點は、それが經濟的であると共にスピードに對する要求をも満たす種々のレストランが出來た事である。即ち、前述の自給食堂、自動式食堂、ソーダ水屋で食はす軽い食事、サンドウキツチ屋及び薬局がソーダ水屋と時に軽い食事を食べさすやうなことの發達したこと等である。(米國式の薬局のソーダ・ファウンテン經營は、日本でも漸次擴まつて來てゐる。資生堂、津村中將湯薬局、大阪の回春堂薬局の如きそれでゐる。) 禁酒時代に入るや非合法に酒を飲ます米國の酒房 (speakeasy) はそれのみで一つの部類を爲してゐるものと見られる。アパートメント・ホテル内や或はその附近で開かれてゐるティコルームやレストランは、多く益々家庭の臺所の恒久的なその代用物となりつゝある。合衆國に於けるティールームの普及は、禁酒と密接な關係があるが、その理由は、食欲を増進させる飲料の消失と共に、客が料理の質について一層やかましくなつたからである。米國で婦人があつことは、米國に於て概して料理の清潔さと體裁の優美さとの標準を高めて來たといはれてゐる。

ヨーロッパでは、飲料と食事の結合が常にレストランの様式に影響を及ぼして來てゐる。歐洲大陸では、カフェー及びレストランは屢々飲料やアイスクリームに重きを置いて、料理は何でも充分に出来るといふ譯には行かない。このやうな場所は、現在は食事よりも單に有閑的な社交的集會、新聞の閱讀、或は手紙を書いたり政治を論ずる場所となつてゐる。パリーでは、美食家を満足させる完全なレストランは優秀なものと見られるが、そのことは他の大陸諸都市でも同様である。西部ヨーロッパ諸國では外食するといふことは、今でも主として特別な意味をもつた社交的な一つの場合とせられてゐる。家庭を離れてゐる人々や學生は、寄宿舎や不宿屋での食事が最も満足な方法だと考へるものが多い。フランスでは労働者に低廉な定食を提供する食堂があり、而してレストランは肉スープを安く半ば奉仕的に提供する。ドイツ及オーストリアには市で食堂を經營してゐるところがある。然し原則としてはヨーロッパの労働者や中流家庭は矢